運営指導の指摘事項等について

運営指導等において、文書又は口頭指導を行った内容について例示します。同じ指摘事項がないよう事業所において再度確認をお願いいたします。

１．人員基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 人員基準 | 指導事項 |
| 共通 | 従業者の員数及び管理者 | 雇用契約書と勤務実態が合っていない従業者及び管理者が認められた。業務内容が変更された場合は雇用契約書を取り直すか辞令書等で明記すること。 |

２．運営基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 指導事項 |
| 共通 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書の記載事項（従業者の勤務体制、苦情処理の体制）に誤りがないよう、最新の情報を記載すること。 |
| 重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）を記載すること。 |
| 運営規定と重要事項説明書の整合性を図ること。 |
| サービスの提供の記録 | サービスの提供の記録は、請求の根拠となるため、記録誤りや記録漏れのないよう、正しく記録すること。 |
| 計画に位置付けたサービス以外のサービスを提供することになった場合は、その理由等を具体的に記録すること。 |
| 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 |
| 居宅介護支援 | 内容及び手続の説明及び同意 | 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、**文書を交付して説明**するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。 |
| 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、**文書を交付して説明**するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。 |
| 居宅介護支援  居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | 居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。 |
| 居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催した際、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、照会等を行っていない事例が認められた。 |
| 特定事業所加算 | 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施するに当たり、少なくとも**次年度が始まるまでに**、介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を踏まえた次年度の計画を策定すること。また、**年度途中に入職した職員についても**、計画を作成すること。 |
| 共通 | 人格尊重義務 | 事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、不適切な介護（高齢者虐待）を行っていた事案が発見された。 |